

川崎市生活文化会館指定管理者募集に係る質問に対する回答

質問 番号	質問	回答 番号	回答
1	<p>募集要項4ページ 8(2)「市が支払う指定管理料について」イ</p> <p>5年間の指定管理料は、人件費・物価上昇の影響を加味されていると思いますが、令和8年度の指定管理料が令和9年度より高い理由についてご教示いただけますでしょうか。また、令和8年度に、特別に見込んでいる費用があれば、その内訳について教えてください。</p> <p>令和8年度の上限額が令和9年度よりも高く設定されている理由をご教示ください。</p>	1	<p>募集要項に示した指定管理料は応募提案の上限額となります。この金額については、過去の管理業務経費等を基に積算しており、積算の内訳については非公表となりますが、令和8年度においては、仕様書5ページ8(5)「修繕計画の作成業務」の費用を見込んでいることから増額となっています。</p>
2	<p>募集要項4ページ 8(2)「市が支払う指定管理料について」ウ 及び 募集要項5ページ 8(4)「事業の収益性向上と収益の還元について」</p> <p>経営努力による余剰金は「原則として精算による返還を求めません」とある一方、P5(4)では、余剰金が発生した場合「収益の還元について積極的に提案してください」とあります。これは、発生した余剰金について、市への返還は不要であるものの、利用者サービス向上等の形で還元することが求められる、という理解でよろしいでしょうか。</p>	2	<p>指定管理者の経営努力により生み出された剰余金は、基本的には指定管理者の収益となりますが、当該収益は、公共財産である公の施設の管理運営業務から生じたものであることを考慮いただき、可能な範囲での施設運営への還元の提案を御検討ください。</p> <p>なお、職員の未配置等による歳出減がそのまま収益となることは適切でないため、その場合は仕様書通りの配置が原則ですが、理由によっては内容を精査した上で、精算による返還や施設への還元を求めることがあります。</p>
3	<p>募集要項5ページ 8(5)ウ 「修繕に関する費用」</p> <p>(1)「緊急性」を認定する主体(部署・担当者)及びその判断基準について。</p> <p>(2)本来市が負担すべき修繕を、緊急性が高いとの理由で指定管理者が立て替えて実施した場合、その費用は後日、市から全額補填されるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>(3)募集要項にある「事前に協議」とは、具体的にどのような手続きや内容を指すのでしょうか。また、指定管理者が費用の一部を負担するケースも想定されるのでしょうか。</p>	3	<p>(1) 緊急性の高い修繕における、「緊急性」の判断については、指定管理者からの報告や協議等に基づき、市において行います。なお、その判断については、会館の管理運営に特別な支障を生じるおそれがあるか否か等を個別に勘案した上で行います。</p> <p>(2) 指定管理者が行った、1件あたり100万円以上(消費税及び地方消費税含む)の緊急性の高い会館の修繕における費用については、市による補填を前提として、市と指定管理者による協議を行います。</p> <p>(3) 8(5)ウ「修繕に関する費用」における、「事前協議」においては、発生した不具合が会館の管理運営に与える影響、対応策、修繕の方法、修繕依頼先、修繕費用及びその負担等について協議を行うこと</p>

質問 番号	質問	回答 番号	回答
			とします。なお、生じた修繕費について、原則として市の負担といたしますが、上記協議の状況によっては、指定管理者の負担が生じることもあり得ます。
4	<p>募集要項9ページ 12(3)「応募書、仕様書等関係書類の配付及び書類の提出」オ</p> <p>提出書類を保存するCD-ROMのファイル形式としてWordおよびExcel等が例示されていますが、WordおよびExcel以外に想定されているファイル形式はありますか。また、提出するデータファイルには、編集制限（読み取り専用設定など）を施すべきかご教示ください。</p>	4	提出いただくデータの形式については、Word、Excel及びPDFを予定しておりますが、それ以外に提出を希望する形式がある場合は、個別に御相談ください。なお、提出いただくデータについては、特に編集制限は必要ありません。
5	<p>仕様書別紙 資料9 業務内訳表</p> <p>定期清掃(3)月1回清掃(4階技連交流室、1階技連研修室、外トイレ、階段(西))の詳細な業務内容をご教示いただけますでしょうか。</p>	5	階段(西)については、仕様書別紙 資料9 清掃作業基準表に基づき、床・手摺の拭き掃除・床ワックスを実施しております。また、4階技連交流室、1階技連研修室及び外トイレについても、他の硬質床材部分と同様、洗剤洗浄及びワックス塗布を行っているところですが、清掃の範囲・内容については、提案事項の一つとして、仕様書等を充足するよう事業計画書の5(5)「管理面(清掃・警備等)での利用者サービスの考え方について」の項にて御提案くださいますようお願いいたします。
6	<p>仕様書別紙 資料9 業務内訳表 4.陶芸実習室洗浄等管理業務</p> <p>業務内訳表には、「(1)残土処理(陶芸実習室)、(2)粘土処理」年間作業予定表には、「(1)排水施設等洗浄、(2)残土処理(陶芸実習室)」と記載があります。</p> <p>詳細な業務内容をご教示いただけますでしょうか。</p>	6	<p>「残土処理」「粘土処理」については、利用者が使用した、又は使用する粘土の適正処分となりますが、令和6年度の実施実績はございません。</p> <p>「排水施設等洗浄」については、陶芸実習室の排水設備のろか器清掃を行っているところですが、清掃の範囲・内容については提案事項の一つとして、仕様書等を充足するよう事業計画書の5(5)「管理面(清掃・警備等)での利用者サービスの考え方について」の項にて御提案くださいますようお願いいたします。</p>